



## 神通川水系砂防事務所 建設労働災害防止安全大会の開催について

- 1 日時 平成26年9月26日(金) 13:30~15:30
- 2 場所 奥飛騨総合文化センター(旧上宝村観光会館)多目的ホール
- 3 主催 神通川水系砂防事務所 工事安全対策協議会
- 4 次第 別添のとおり

### 【安全大会開催の目的】

工事等の安全に関する意識向上を図り工事現場での安全を確保することを目的とし、北陸地方整備局建設労働災害防止週間(毎年9月の第4週)の一環として実施しています。

### 【神通川水系砂防事務所 工事安全対策協議会とは】

神通川水系砂防事務所長を会長とし、監督職員と神通川水系砂防事務所発注工事等の受注者で組織する協議会(別添規約参照)

昨年度の様子



### 問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局  
神通川水系砂防事務所  
TEL 0578-82-1220(代表)  
副所長(技術) 浅井(内線 204)  
工務課長 中山(内線 311)

# 第26回 神通川水系砂防事務所 建設労働災害防止安全大会

日時：平成26年9月26日（金） 13:30～15:30

場所：奥飛騨総合文化センター（多目的ホール）

## 安全大会次第（案）

### 一、開 会

一、主催者挨拶 工事安全対策協議会会長 （事務所長）

一、来賓挨拶 高山労働基準監督署長  
(建設業における労働災害防止のため)

一、労働災害の実態報告 工事安全対策協議会副会長 （副所長）

一、安全標語表彰 工事安全対策協議会会長 （事務所長）

一、受賞報告 工事安全対策協議会会長 （事務所長）

~~~~~ 休 憩 （CPDS受付します）~~~~~

一、講 演 講師：飛騨地学研究会会長 <sup>しもはた</sup> 下畑 <sup>いっお</sup> 五夫 様  
「飛騨山脈は何故高いかー飛騨山脈と飛騨の風土と暮らしー」

一、安全標語 美笠建設株式会社 高野 良智 様

一、安全宣言 坂本土木株式会社 坂本 忠司 様

一、閉会の辞 工事安全対策協議会副会長 （受注者代表）

# 神通川水系砂防事務所工事安全対策協議会規約

## (名 称)

第1条 本会の名称は、神通川水系砂防事務所工事安全対策協議会（以下「協議会」という）と称する

## (目 的)

第2条 協議会は、国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所（以下「事務所」という。）の工事及び契約金額が一千万円を超える測量作業及び地質調査作業（以下「工事等」という。）の施工にあたり、労働災害の防止に関する総合的な計画のもとに、工事等の安全施工、労働者の安全衛生の確保、並びに第三者に対する安全を確保し、工事等の円滑な遂行に寄与するとともに、安全施工技術の向上のために、工事等を担う技術者の情報交換の場と新たな情報発信の機会に寄与することを目的とする。

## (組 織)

第3条 協議会の会員は、事務所長、（技）副所長、工務課長、調査課長、出張所長及び工事等請負者（以下「受注者」という）をもって構成する。

2. 協議会に役員会を設けるものとし、役員会は会長及び副会長で構成する。
3. 協議会に幹事会を設けるものとし、幹事会は幹事長及び幹事で構成する。

## (活動内容)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 工事等の安全に関する意識向上のため建設労働災害防止大会の開催。
- (2) 建設労働災害防止に関する講習会の開催。
- (3) 安全施工技術の向上に関する調査研究及び技術交流の推進。
- (4) 工事期間中の安全パトロールの実施。
- (5) 工事安全施工管理研究発表会の実施。
- (6) その他、目的達成に必要な事項。

## (会の運営)

第5条 協議会の運営は次のとおり行う。

- (1) 総会は、会員の参加をもって行い、会長が必要と認めたときに開催する。
- (2) 役員会は、協議会の運営に関する基本的事項を決定するために、会長が召集する。
- (3) 幹事会は、協議会の運営に関する調整を行うものとし、幹事長が召集する。

## (入会及び脱会)

第6条 協議会の受注者会員は、工事等受注の契約締結をもって入会し、工事等目的物の引き渡しをもって脱会するものとする。

(役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長は事務所長があたる。
- (2) 副会長は(技)副所長及び会長が指名する受注者の会社の代表役員があたる。
- (3) 幹事長は工務課長があたる。
- (4) 幹事は調査課長・栃尾出張所長及び会長が指名する受注者の役職員があたる。

(会長が指名する役員の任期)

第8条 会長が指名する役員の任期は、第6条にかかわらず次期総会までの期間とする。

(役員の仕事)

第9条 会長は本会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐する。
  - (1) 会長に事故ある時は、(技)副所長が会長の職務を代行する。
  - (2) 会長が指名する副会長は、受注者会員相互の連絡事務等を統括する。
  - (3) 会長が指名する副会長に事故ある時は、新たに会長が指名する。
3. 幹事長は第4条の活動事務を調整するとともに、会員名簿を管理する。
4. 幹事は、幹事長を補佐し、第4条の活動に関する会員相互の連絡及びその他の事務を行う。

(顧問)

第10条 協議会に顧問を置くことができる。

2. 第2条の目的を達成するため、必要に応じ顧問の指導助言を受ける。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、事務所工務課に置く。

(経費)

第12条 協議会の活動に必要な経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 会場借上げ費、印刷費、通信連絡費等の経費は、事務所において負担する。
- (2) その他必要が生じた経費については、会員がその都度負担し、精算する。

(その他)

第13条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議し会長が定める。

(付則)

この規約は平成 7年3月 1日より施行する。

一部改定 平成13年7月25日より施行。

一部改定 平成15年7月17日より施行。

一部改定 平成16年7月22日より施行。

一部改定 平成21年7月28日より施行。

一部改正 平成25年7月26日より施行。